

クリニック労務管理

「やってはいけない！」残業代



目次

「やってはいけない！」残業代	-----	p.3
1. 残業代が発生する基準	-----	p.4
2. 「1日8時間」と「1週40時間」	-----	p.5
3. 法定労働時間を超える前に、36協定	-----	p.6
4. クリニックに最適な労働時間管理法	-----	p.7
クレド社会保険労務士事務所のご紹介	-----	p.8

「やってはいけない！」 残業代



当院では、スタッフの勤務が週40時間を超えたら残業代を支給しています。診療が長引いて勤務が1日8時間を超えるときもありますが、週40時間を超えない分には残業代がなくても大丈夫ですよ？

× 「やってはいけない！」

労働基準法により、「1日8時間」と「1週40時間」のどちらかを超えて働かせることは禁じられています。1週間の総労働時間が40時間以内であっても、1日8時間を超える日がある場合は、8時間を超えた分に残業代が必要です。

1. 残業代が発生する基準

残業代が発生するラインとして、「1日8時間」「1週40時間」という基準をお聞きになったことがあるかもしれません。これらは法定労働時間といって、その時間を超える労働が労働基準法により禁じられています。そのため、「1日8時間」「1週40時間」を超えてスタッフを働かせると、労働基準法違反となります。

では、「1日8時間」と「1週40時間」のうち、
超えてはいけないのは両方でしょうか？
それとも片方が超えていても、
もう一方が守られていれば問題ないのでしょうか？

2. 「1日8時間」と「1週40時間」

超えてはいけないのは、両方です。すなわち、「1日8時間」と「1週40時間」のどちらか片方でも超えると、労働基準法違反となります。事例では、週40時間を超える労働のほか、1日8時間を超える労働に対しても残業代が必要です。



では、1日8時間や週40時間を超える分に残業代を払えば、違法とはならない？

労働基準法32条は、法定労働時間を超えて「労働させてはならない」と定めています。つまり、1日8時間や週40時間を超えてスタッフを働かせること自体を禁じています。したがって、残業代を支給しさえすれば法定労働時間を超えて働かせてよいということにはなりません。

3. 法定労働時間を超える前に、36協定



法定労働時間を超える場合にはどうすればよいの？

時には、どうしても法定労働時間を超えてしまう場合もあるでしょう。そこで、労働基準法36条により、次の例外ルールが設けられています。

- ・労働者の過半数代表者と書面による協定を締結して行政官庁に届け出れば、
- ・法定労働時間や法定休日の規定にかかわらず、
- ・労働時間を延長したり、休日労働させたりすることができます。

ここで規定されている「協定」というのが、通称「36協定（サブロク協定）」と言われるものです。労働基準法36条をもとにしているので、「36協定」と呼ばれています。1日8時間や週40時間を超えてスタッフを労働させることがあるなら、事前に36協定の締結と届出が必要です。36協定は、残業が発生するより前に締結して届け出ます。

また、36協定は協定した時間を上限とする残業をさせても違法とされないようにするためのもので、残業代の支給とは別の話です。36協定を締結し届け出たうえで、法定労働時間を超える労働時間に対しては、きちんと残業代を支給しなければなりません。

4. クリニックに最適な労働時間管理法



曜日によって勤務が8時間を超える日と8時間より少ない日がある場合、少ない日は減給していないので、残業代分こちらが損しているような…。何か対策はある？

「変形労働時間制」という方法を用いることで、法定労働時間の制限を柔軟に運用することができます。

変形労働時間制とは、あらかじめ定めた期間における労働時間が平均週40時間以内であれば、特定の日や週に法定労働時間を超えた労働があってもよいとする時間管理制度です。クリニックでしたら、「1か月単位の変形労働時間制」がおすすめです。

特に、平日に休診のあるクリニックや、レセプト業務のある週など特定の週で労働時間が長くなる傾向のクリニックなどが上手く活用すれば、残業となる時間を大きく減らすことが可能です。1か月単位の変形労働時間制を導入するには、労使協定または就業規則での定めが必要です。

クレド社会保険労務士事務所のご紹介

クレド社会保険労務士事務所は、医科歯科クリニック専門の社会保険労務士事務所です。
クリニック特有の労務問題に精通した社会保険労務士が、永続的に発展する医院経営をお手伝いいたします。

社会保険労務士プロフィール

代表社会保険労務士	大杉 宏美
最終学歴	大阪大学法学部法学科（2002年卒業）
保有資格	特定社会保険労務士・行政書士・医療労務コンサルタント・キャリアコンサルタント
事務所所在地	東京都千代田区二番町1-2 番町ハイム806
グループ会社	株式会社クレドメディカル（医業経営コンサルティング業）

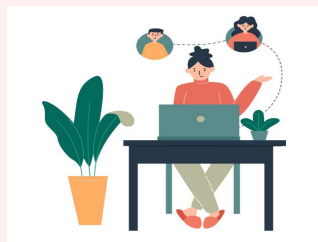
📁 小冊子ダウンロード特典

この小冊子をお読み下さった方への特典として、“クリニック労務・助成金の無料相談”を実施しております。

■クリニック労務・助成金の無料相談（30分間）

人事労務のお悩みごとや自院にあった助成金活用法など、何でもご相談・ご質問下さい。代表社会保険労務士がお答えいたします。

ご相談にはZOOM等のWeb会議システムを使用いたします。実施時間は30分間です。お申込の際、簡単にご相談内容をお知らせいただけますと幸いです。



無料相談のお申し込みは
こちらから！

フォームのお問合せ内容欄に
「小冊子特典」とご記入下さい。

クレド社会保険労務士・行政書士事務所
東京都千代田区二番町1-2 番町ハイム806
MAIL : info@credo-hr.jp

このテキスト内の文章、画像等の
一切の無断転載・無断使用を固く禁じます。
©2021 CredoHR

